

# 航空機運航促進事業補助金交付要領

## (通則)

第1条 航空機運航促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年県規則第20号）および福井県土木部所管補助金交付要綱（昭和46年7月20日、以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、福井空港、若狭ヘリポートおよび県内の場外離着陸場において航空機を利用する事業者に対して経費の一部を補助し、航空機を活用した産業活動の活性化や、福井空港等の利用促進を図ることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 航空機

航空法基準等に基づき、福井空港、若狭ヘリポートおよび県内の場外離着陸場に離着陸可能な航空機

### (2) 場外離着陸場

航空法第79条但書きの規定により国土交通大臣の許可を得て設置された飛行場以外の航空機の離着陸場

## (補助対象者)

第4条 補助対象となる者（以下「補助対象者」という）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 国内に事業所を有する事業者であること

(2) 補助対象者の構成員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(3) 県税の全税目および地方消費税に滞納がないこと

## (補助対象要件)

第5条 補助対象となる要件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 出発地または目的地のいずれかが、福井空港、若狭ヘリポートおよび県内の場外離着陸場のいずれかであること

(2) 事業用機による運航であること

(3) 同条各号を満たす事業等を、次年度以降も継続する見込みであること

2 補助額の増加を目的として1つの事業を分割して複数回の申請を行ってはならない。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、次に定めるところによる。

(1) 航空機の駐機場等と出発地または目的地の回送に係る経費

(補助額等)

第7条 補助額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるところによる。

(1) 前条第1号の10分の10以内の額または100万円のうちいずれか低い額

(2) 1事業者当たりの年間補助上限額は200万円とする。

(交付の申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 補助金利用計画書(別紙1)

(2) 収支予算書(別紙2)

(3) 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書(別紙3)および地方消費税の滞納がない旨の証明書

(4) 補助対象経費等が確認できる積算根拠資料(見積書等)

(5) その他、知事が特に必要と認める書類

2 補助対象者は、同時に複数回の補助を受けようとするときは、前項各号の書類に加え、事業実施計画(別紙4)を提出しなければならない。この場合、次の各号に掲げる内容について具体的に決定しており、機体および利用する各空港のスポットの確保(仮予約等)が完了していなければならない。

(1) 実施日

(2) 利用者

(3) 行程

(交付決定の通知)

第9条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、様式第2号による交付決定通知書により行うものとする。

(交付の変更申請)

第10条 補助対象者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(状況報告)

第11条 補助対象者は、知事が必要と認める場合には、別途知事が定める期日までに、知事に事業の実施状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第4号による実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金利用実績書(別紙1)
- (2) 収支決算書(別紙2)
- (3) 補助事業の支払いが確認できる資料(請求書、振込明細等)
- (4) その他、知事が特に必要と認める書類

2 補助対象者は、同時に複数回の補助を受けようとするときは、前項各号の書類に加え、事業成果報告(別紙3)を提出しなければならない

(額の確定等)

第13条 規則第13条の規定による額の確定通知は、様式第5号による額の確定通知書により行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 規則第15条の規定による補助金の交付請求は、様式第6号による補助金交付請求書により行うものとする。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。
- 3 補助対象者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理)

第15条 補助対象者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を明らかにしておくとともに、証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第16条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

3 この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る補助金から適用する。

○備考（1回の考え方）

駐機場＝航空機の駐機場等

【例1】

駐 機 場	6条1項の 補助対象	羽 田	補助対象外	福 井	補助対象外	羽 田	6条1項の 補助対象	駐 機 場
	乗客なし		乗客あり		乗客あり		乗客なし	
1回＝計100万円まで								

【例2】

駐 機 場	6条1項の 補助対象	新 潟	補助対象外	福 井	6条1項の 補助対象	駐 機 場
	乗客なし		乗客あり		乗客なし	
1回＝計100万円まで						

【例3】

駐 機 場	6条1項の 補助対象	福 井	補助対象外	大 分	補助対象外	福 岡	補助対象外	福 井	6条1項の 補助対象	駐 機 場
	乗客なし		乗客あり		乗客あり		乗客あり		乗客なし	
1回＝計100万円まで										

【例4】

羽 田	補助対象外	福 井	補助対象外	大 分	補助対象外	福 岡	6条1項の 補助対象	福 井	補助対象外	羽 田	6条1項の 補助対象	駐 機 場
	乗客あり		乗客なし		乗客あり		乗客なし		乗客あり		乗客なし	
1回＝計100万円まで												

【例5】

駐 機 場	6条1項の 補助対象	大 阪	補助対象外	京 都	補助対象外	福 井	6条1項の 補助対象	駐 機 場
	乗客なし		乗客あり		乗客あり		乗客なし	
1回＝100万円計まで								